

(平成25年9月20日開催 国版子ども・子育て会議第4回基準検討部会配布資料より抜粋)

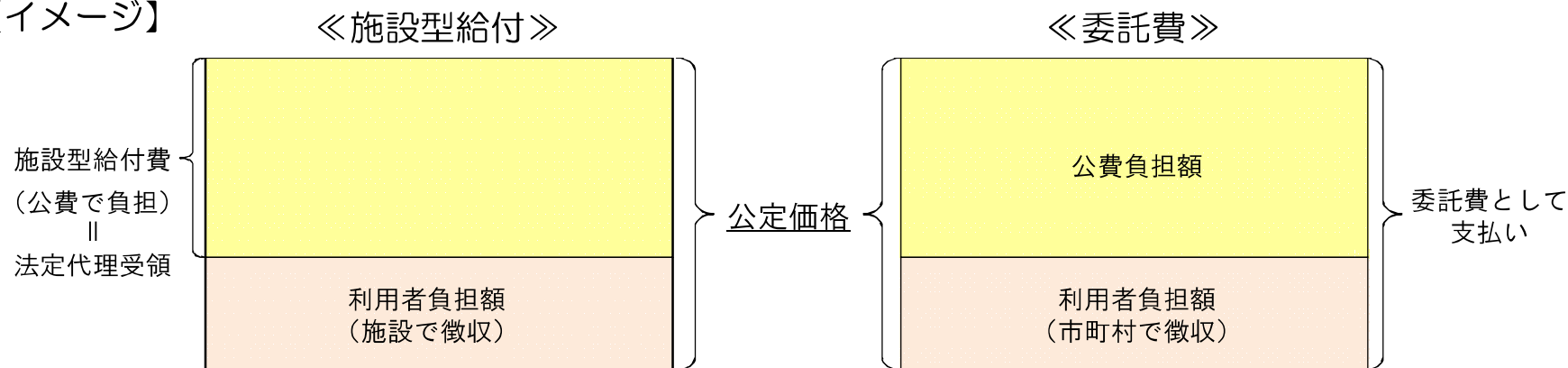
# 公定価格について

# 1. 公定価格の概要・基本理念等

## 1. 概要

- 子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である「施設型給付」及び小規模保育等に対する「地域型保育給付」を創設し、市町村の確認を受けた施設・事業の利用に当たって、財政支援を保障していくこととしている。  
※私立保育所に対しては、委託費として支払う。
- 施設型給付費、地域型保育給付費の基本構造は、「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」（公定価格）から「政令で定める額を限度として市町村が定める額」（利用者負担額）を控除した額とされる。  
(子ども子育て支援法27条、29条等)  
「給付費」＝「公定価格」－「利用者負担額」  
※この基本構造は委託費も同様。
- 公定価格の検討に当たって念頭に置く必要のある、法律に規定されている事項等は、次ページのとおり。

### 【イメージ】



## 2. 基本理念等

### (1) 子ども・子育て支援法の基本理念

- 子ども・子育て支援給付を検討していくに当たっては、その内容及び水準は子どもが健やかに成長するよう支援するものであって、良質かつ適切なものであるとともに、地域の実情に応じて総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるよう留意する必要がある。（支援法2条2項・3項）

### (2) 公定価格の構造

- 公定価格は、「認定の区分（支援法19条1項1号・2号・3号に掲げる小学校就学前子どもの区分）」、「保育必要量」、「施設の所在する地域」等を勘案して算定される教育・保育、地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額、となっている。（支援法27条3項1号、29条3項1号等）

※ 保育必要量（月を単位として内閣府令で定める期間において施設型給付費等を支給する保育の量）

### (3) 公定価格の設定のための手続き

- 公定価格は、施設型給付費・地域型保育給付費の対象となる教育・保育、地域型保育に係る費用の額を算定するための基準であり、上記（2）の通り、内閣総理大臣が定めることとされている。
- その際、文部科学大臣及び厚生労働大臣に協議するとともに、子ども・子育て会議の意見を聴かなければならないこととされている。（支援法27条4項、29条4項等）

### (4) 制度改正検討時点での整理（平成24年3月2日少子化社会対策会議決定）

- 新たな制度における価格設定方法については、次の考え方を基本とする。
  - ・ 質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準として、人員配置基準や設備環境を基に、人件費、事業費、管理費等に相当する費用を算定する。
  - ・ 人件費相当分については、職員の配置基準や施設の開所時間を踏まえた単価設定を行う。この際、子どもの過ごす時間と職員が勤務する時間の違いを踏まえ、認定時間数に対応する価格設定ではなく、必要な職員の配置を考慮した単価設定を行う。

- ・ 子どもの年齢及び人数に対応した給付を基本とするが、施設の規模による経費構造の違いや地域別の人件費等の違いを考慮し、定員規模別、地域別の単価設定を行う。
    - ※ 休日保育、早朝・夜間保育については加算により対応する。
  - ・ 施設の減価償却費の一定割合に相当する費用等についても算定する。
- 学校教育・保育の質に直接関わる職員の常勤・非常勤の別、経験年数等については、公定価格への反映を検討する。
- 支払い方法
- ・ 満3歳以上児については、標準的な教育時間に対応する区分及び月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度）に応じ、単価区分※（3区分程度）を設ける。その上で、各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。
  - ・ 満3歳未満児については、月単位の保育の必要量に関する区分（2区分程度）に応じ、単価区分※（2区分程度）を設ける。各月初日の在籍児数を基本として、毎月給付する。
    - ※ 具体的な単価については、上記の単価区分に応じ、年齢別、地域別、定員規模別に設定する。また、休日保育、早朝・夜間保育については加算により対応する。
- 職員配置の充実など必要な事項※については、税制抜本改革による財源を基本としつつ、必要に応じそれ以外の財源を含め、国・地方を通じた恒久的な財源を確保しながら実施することとする。
- ※ 主な内容
- 保育、放課後児童クラブ、地域子育て支援、社会的養護等の量的拡充※子ども・子育てビジョンベース
  - 0～2歳児保育の体制強化による待機児童の解消
  - 現在の幼稚園の0～2歳児保育への参入の促進
  - 小規模保育など新たな保育の類型を創設
  - 長時間の保育ニーズへの対応・延長保育の充実等
  - 質の高い学校教育・保育の実現（幼保一体化の推進）
  - 3歳児を中心とした配置基準の改善

- 病児・病後児保育（看護師等の施設への配置を含む。）、休日保育の充実
- 地域支援や療育支援の充実
- 給付の一体化に伴う所要の措置（施設の事務体制を含む。）等
- 総合的な子育て支援の充実
- 「子育て支援コーディネーター」（仮称）による利用支援の充実等
- 放課後児童クラブの充実
- 社会的養護の充実

○ 質の改善に直接つながる職員配置の充実、その他の職員の処遇改善、食育の推進等については、順次、優先順位をつけながら、実現を図る。

○ 職員の定着・確保を図るため、キャリアアップの仕組みと併せた処遇の仕組みを検討することが必要。その際、職員のキャリアアップに資する観点から、幅広い業務経験を可能とするための運営の在り方についても検討を進める。

#### （５）子ども・子育て関連３法の国会での附帯決議（主として公定価格に関わる事項）

○ 衆議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会

- ・ 新たな給付として創設される施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育の普及に努めること。

○ 参議院 社会保障と税の一体改革に関する特別委員会

- ・ 施設型給付等については、幼保間の公平性、整合性の確保を図るとともに、受け入れる子どもの数にかかわらず施設が存続していく上で欠かせない固定経費等への配慮が不可欠であることにも十分留意して、定員規模や地域の状況など、施設の置かれている状況を反映し得る機関補助的な要素を加味したものとし、その制度設計の詳細については関係者も含めた場において丁寧に検討すること。

- ・ 施設型給付及び地域型保育給付の設定に当たっては、認定こども園における認可外部分並びに認可基準を満たした既存の認可外保育施設の給付について配慮するとともに、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育及び事業所内保育の普及に努めること。
- ・ 施設型給付、地域型保育給付等の設定に当たっては、三歳児を中心とした職員配置等の見直し、保育士・教員等の待遇改善等、幼稚園・小規模保育の〇から二歳保育への参入促進など、幼児教育・保育の質の改善を十分考慮するとともに、幼稚園や保育所から幼保連携型認定こども園への移行が進むよう、特段の配慮を行うものとする。
- ・ 保育を必要とする子どもに関する施設型給付、地域型保育給付等の保育単価の設定に当たっては、施設・事業者が、短時間利用の認定を受けた子どもを受け入れる場合であっても、安定的、継続的に運営していくことが可能となるよう、特段の配慮を行うものとする。
- ・ 施設型給付、地域型保育給付等の利用者負担は、保護者の所得に応じた応能負担とし、具体的な水準の設定に当たっては、現行の幼稚園と保育所の利用者負担の水準を基に、両者の整合性の確保に十分配慮するものとする。

### 3. スケジュール

- 公定価格の具体的な金額に関しては予算関連事項となるため、最終的に平成27年度予算編成を経て決定していくことになるが、新制度を円滑に施行するため、国が定める給付に係る「骨格（算定構造）」を早期に固め、平成26年度の早い時期には示していく必要がある。